

支援ニュース

—新潟鉄工の闘う仲間を支援する会—

2003年 8月 NO・4
支援会 発行
発行人 会長 杉田 三二
〒959-1323
加茂市都ヶ丘10-7
TEL 0256-52-5579

第9回裁判 腰塚管財人に対する証人尋問! (6月16日)

午前中は被告側から、80%カットの退職金規定のについての正当性を証明するための尋問が行われました。午後からは原告側の反対尋問が行われました。午前の尋問では被告側と管財人があらかじめ打ち合わせをして望んだことが伺われる内容でした。原告側も4人の弁護士と今井事務局長が詳細に渡って質問を致しました。また午前中腰塚管財人が最後に言った「労働組合に対しては敬意を表したい」と述べたときは、傍聴席からどよめきの声が上がりました。

今回の裁判で 何が問題となったのか

- ① 退職金について、支払い時期は別として共益債権或いは優先的更生債権であり必ず協約通りに支払われると文書で説明。(平成13年12月8日)
- ② その後の答弁で、退職金は必ず協約通り支払われると言ったのは、一般的な説明であり退職金を必ず支払うと確約したものではないということ。
- ③ 今回(第9回)の裁判では、会社更生法の申し立て翌日に退職金規定に基づいて、全額支払いますなんていう約束を保全管財人団としてできる訳はないと言った答弁であること。
- ④ 労働協約改訂がわずか10日間で行われたこと。
- ⑤ 管財人と労組幹部との秘密交渉4回も行われたこと。
- ⑥ 管財人との話し合いで、組合から次ぎのような注文が出たこと。
 - 改定された退職金は、全額共益債権として扱うこと
 - 再提案は困る。6.2億円(退職金の20%)が足りなくなって再度減額すると言ったことがないようにしてほしい
 - ◎ このような話し合いの後、退職金の80%カットと言った提案をした。
- ⑦ 中執見解は職場意見集約の無い中で出されたこと。
- ⑧ 退職金の支払停止の解除を従業員に知らせなかったこと。等です。

＝ 街宣車 新潟市内を駆け巡る ＝



今年の春から裁判が開かれる日に、「退職金をかえせ」という大きな文字で書いたカンパンを取り付けた車で、街宣、街頭演説をして県民の注目を集めています。また街頭演説、署名活動をする場所では、原告団の訴えがよく分かるように大きなのぼりを10本たてて、道行く人々にご支援を訴えています。

裁判支援に上京 ● ● - 原告団2名参加 -

新潟県厚生連不当労働行為事件(河内事件)の証人尋問7月9日東京地裁の大法廷で開かれました。

組合専従役員が不当労働行為を否定するために使用者側の証人に立つという異例の裁判となりました。

バスを貸し切 田上、加茂、三条から多数の支援者が上京、傍聴しました。

お互いに支援しあって頑張りたいと思います。☺

役員会報告

支援する会の役員会が7月15日に開かれました。初めに腰塚管財人代理の証人尋問についての感想を述べ合い、続いて裁判の現状等意見、疑問点を出し合い次ぎの事を確認しました。

- I 支援する会の総会を裁判の状況を見ながら10月～11月に開催すること。
- II 会員の皆さんに裁判の傍聴を積極的に呼びかけて裁判を成功させること。

— 皆様のご協力をお願い致します。☺

……今後の裁判の日程……

- 8月21日(木) 午前10:30～ 本間前中央執行委員長の証人尋問
- 9月11日(木) 午前10:30～ 原告団の証人尋問
- 10月23日(木) 午後1:00～

👉 ぜひ仲間を誘って傍聴を 👈